

鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問設置要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）が米子市淀江町小波地内に設置する産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）について、長期間にわたる処分場の安全性を確保するため、専門的知識を有する者から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。

- (1) 処分場の建設に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 廃棄物の埋立管理に関すること。
- (4) 前各号のほか、処分場の運営及び管理に関すること。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、処分場の設置、運営及び管理に精通した専門家から、知事が委嘱する。

- 2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(顧問の指導、助言等)

第4条 県は、必要があると認めるときには、第2条の事項について顧問から指導、助言等を求めるときは、顧問のうちから適当と認めるものに出席を求め、顧問会議を開くことができる。

- 2 顧問会議の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第5条 この要綱に関する庶務は、鳥取県地域社会振興部兼県土整備部産業廃棄物処理施設審査課において行う。

附 則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。